

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月18日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第22号

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則の一部を改正する規則

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則（平成27年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3階層の項中「14,100円」を「10,100円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年度の利用者負担額から適用する。